

平成 20 年 3 月 28 日

内閣府大臣官房新公益法人行政準備室 御中

社団法人 信 託 協 会

公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）案に関する意見について

標記につきまして、下記のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

|    |   |   |
|----|---|---|
| 1  | テーマ   | 公益法人認定法第 5 条等について   |
|    | 該当箇所  | 公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）19頁<br>14. 認定法第5条第15号関係<他の団体の意思決定に関与することができる財産>   |
|    | 意見  | 現状の例示に替えて以下を記載すべきである。<br>「法人が保有株式を信託し、当該株式の議決権を有していない場合（すなわち、受託者が株式の議決権行使権限を有する場合には、公益認定法施行令第7条の「議決権の過半数」を算定する上で、その算定対象に含まれない。」 |
| 理由 | ガイドライン案では「ある株式会社の議決権の過半数の株式を保有している場合には、例えば無議決権株にするか議決権を含めて受託者に信託することにより、本基準を満たすことが可能である。」と示されているが、独占禁止法（第10条、第11条）、銀行法（第16条の3、第52条の24）、金融商品取引法（第27条の27）等の関係から、事実上実現困難な場合が想定される。よって例示としては不適當である。<br>法人が保有株式を信託し、当該株式の議決権を有していない場合（すなわち、受託者が株式の議決権行使権限を有する場合には、公益認定法施行令第7条の「議決権の過半数」を算定する上で、その算定対象に含まれないことを記載する方が適切である。 |   |
| 2  | テーマ   | 公益法人認定法第 5 条等について   |
|    | 該当箇所  | 公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）19頁<br>14. 認定法第5条第15号関係<他の団体の意思決定に関与することができる財産>   |

|   |      |   |
|---|------|---|
|   | 意見   | <p>公益法人認定法施行規則第4条5号の趣旨を明確化すべきであり、以下記載を要望する。</p> <p>「【公益法人認定法施行規則第4条5号の趣旨】</p> <p>(1)本基準は、法人が他の団体の事業活動を支配することを通じて、公益目的事業比率が50%以上という認定基準を潜脱することを防ぐために、他の団体の意思決定に関与することができる財産の保有を制限するものです。</p> <p>(2)公益法人が信託を通じて実質的に他の団体に関する議決権を保有している場合を想定しており、信託そのものについての意思決定に関与する場合を規定しているものではなく、信託受益権の保有(信託の活用)を須らく制限するものではありません。</p> <p>(3)公益法人が信託を通じて実質的に他の団体に関する議決権を保有している場合、株式等の議決権を保有する信託については、信託における委託者、受益者としての権利に、他の団体の意思決定に関与することができる権利が含まれる場合が考えられるため、保有制限の対象となる財産としています。また、株式等を保有する場合に、当該株式等の議決権が委託者又は受益者以外のものに無条件に付与されている場合には、結果として保有制限はありません。」</p> |
|   | 理由   | <p>公益法人認定法第5条第15号、同施行令第7条及び同施行規則第4条第5号について、パブリックコメントにおけるご回答( )のとおり読み解くことは困難であり、今後公益認定を申請しようとする者等に対し、公益法人は貸付信託や金銭信託をはじめとする信託受益権を須らく保有できないとの誤認を与えることが想定されます。これらの規定が、公益法人の信託の活用を阻害することのないよう、趣旨の明確化を要望するものです。</p> <p>平成19年9月7日付内閣府大臣官房新公益法人行政準備室回答 公益法人認定法施行令(30番)、同施行規則(11番)及び(14番)</p>  |
| 3 | テーマ  | 公益法人認定法第5条等について   |
|   | 該当箇所 | <p>公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)47頁 公益目的事業のチェックポイントについて</p> <p>「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」の定義、考え方について</p> <p>【補足】横断的注記</p> <p>(3)各用語の解説 ア</p>   |
|   | 意見   | <p>受益の範囲が市町村などの特定の地域に限られる場合においても、公益認定法の「別表各号の目的に直接貢献する」といった合理的な理由</p>   |

|    |  |
|----|--|
|    | <p>が有る場合、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するという事実認定」がされ得ることを例示していただきたい。</p> <p>少なくとも、受益の範囲が特定地域に限定される場合でも上記の事実認定がされ得ること、受益範囲(地域範囲)について特段のメルクマールがないことを明示いただきたい。</p>  |
| 理由 | <p>公益法人制度改革に関する有識者会議報告書(平成16年11月)(15頁)では、不特定について、「受益者が特定の範囲の者に限られる場合であっても、その受益の効果が広く社会全体や十分に広い範囲に及ぶことを積極的に意図して事業を行い、その事業を媒介にして社会全体あるいは十分に広い範囲に利益が及ぶ場合も、不特定多数の利益の実現が図られていると判断することが適当と考えられる。」と記載されている。しかし、ガイドライン案(47頁)では、特定多数の者の例示として社団法人の社員が掲げられているのみであり、受益の範囲が市町村などの特定の地域に限られる場合においても、公益認定法の「別表各号の目的に直接貢献するといった合理的な理由が有る場合、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するという事実認定」がされ得ることが明確でない。本件について例示し明確にしておくことは審査の透明性・予見可能性の向上に寄与し、申請者にとっても、国・都道府県の審査当局にとっても有益であるため、例示いただきたい。</p> |

以上